

対日直接投資推進会議の開催について

平成 26 年 4 月 25 日
 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）決定
 平成 27 年 3 月 17 日 一部改正
 平成 27 年 8 月 4 日 一部改正
 平成 28 年 4 月 1 日 一部改正
 平成 29 年 5 月 10 日 一部改正
 平成 30 年 5 月 17 日 一部改正
 平成 31 年 4 月 16 日 一部改正
 令和 2 年 7 月 28 日 一部改正
 令和 4 年 5 月 13 日 一部改正
 令和 5 年 4 月 26 日 一部改正
 令和 6 年 5 月 13 日 一部改正
 令和 7 年 6 月 2 日 一部改正
 令和 8 年 7 月 2 日 一部改正

1 趣旨

対日直接投資を推進するため、投資案件の発掘・誘致活動の司令塔機能を担うとともに、外国企業経営者等から直接意見を聴取し、必要な制度改革等の実現に向けた関係大臣や関係会議の取組に資することを目的として、対日直接投資推進会議（以下「会議」という。）を開催する。

2 構成

- (1) 会議の構成員は、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣府特命担当大臣（規制改革）、総務大臣、外務大臣、経済産業大臣及び地域未来戦略担当大臣とする。
- (2) 会議は、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）が主宰する。
- (3) 会議には、内閣総理大臣及び内閣官房長官が随時出席することができるほか、必要に応じ、関係大臣その他関係者の出席を求めることができる。
- (4) 会議は、その助言を得るため、必要に応じ、別紙に掲げる有識者を参加させることができる。

3 庶務

会議の庶務は、政策統括官（経済財政運営担当）において処理する。

4 その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、会議で定める。

